

『よくわかる食品衛生学』

正誤表

2025年3月1日

朝倉書店

食品衛生法改正（基準審査業務が厚生労働省から消費者庁へ移管）に伴う、法規（第1章）、食品添加物（第7章）、表示（第11章）に関する修正点を下記に記す。

第1章

頁	行	誤	正
p.4	1-2リスク管理 7~8行目	厚生労働省では食品、添加物や残留農薬などの規格や基準をつくり、監視指導をする。	消費者庁では食品、添加物や残留農薬などの規格や基準をつくり、 <u>厚生労働省</u> において監視指導をする。
p.9	31行目	厚生労働大臣は、食品衛生法に基づき食品、添加物、器具・容器包装の個々の規格及び基準を定める	内閣総理大臣（消費者庁）は、食品衛生法に基づき食品、添加物、器具・容器包装の個々の規格及び基準を定める
p.10	6行目	食添加物公定書は厚生労働大臣及び内閣総理大臣が作成する	食添加物公定書は内閣総理大臣（消費者庁）が作成する
p.15	8~9行目	リスク管理を国の厚生労働省（本省）・地方厚生局・検疫所や	リスク管理を国の消費者庁、厚生労働省（本省）・地方厚生局・検疫所や
p.17	図1-8	厚生労働省（リスク管理）	消費者庁・厚生労働省（リスク管理）
p.21	問題1解説(4) 1行目	個々の食品の規格基準は、厚生労働大臣が食品衛生法によって定める。	個々の食品の規格基準は、内閣総理大臣（消費者庁）が食品衛生法によって定める。

第7章

頁	行	誤	正
p.139	2-1食品添加物指定の判断基準 2行目	厚生労働大臣が指定したものしか使用できない	内閣総理大臣（消費者庁）が指定したものしか使用できない
p.140	2-2指定までの過程 6~7行目	厚生労働省は、薬事・食品衛生審議会の	消費者庁は、薬事・食品衛生審議会の
p.140	図7-1	厚生労働省	内閣総理大臣（消費者庁）
p.141	11~12行目	これを受け厚生労働省は、	これを受け内閣総理大臣（消費者庁）は、
p.146	5 主な食品添加物の種類と用途 3行目	確認後、厚生労働大臣が指定したものである。	確認後、内閣総理大臣（消費者庁）が指定したものである。
p.146	5 主な食品添加物の種類と用途 12行目	指定添加物として厚生労働大臣の指定を	指定添加物として内閣総理大臣（消費者庁）の指定を
p.154	問題1解説(4) 1行目	原則として厚生労働大臣が指定した	原則として内閣総理大臣（消費者庁）が指定した

第11章

頁	行	誤	正
p.182	1-3食物アレルギー表示 4~5行目	義務表示品目（特定原材料7品目） 卵、乳、えび、かに、そば、落花生	義務表示品目（特定原材料8品目）卵、乳、えび、かに、そば、落花生、くるみ
p.182	1-3食物アレルギー表示 6行目	奨励表示品目（特定原材料に準ずる21品目）	奨励表示品目（特定原材料に準ずる20品目）
p.182	1-3食物アレルギー表示 8行目		くるみを除く